

「台風時等における一宮市教育センター主催の各種研修事業等の取り扱いについて」

1 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- (1) 一宮市に特別警報もしくは「警戒レベル4避難指示」以上が発表された場合は、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止する。
- (2) 特別警報もしくは「警戒レベル4避難指示」以上がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての集合研修及びオンライン研修を中止する。

2 暴風（又は暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

(1) 午前7時までに一宮市に警報が発表された場合

当日の研修	その後の警報の推移	当日の研修の取り扱い
ア 全日の日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で一宮市に警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で一宮市に警報が継続されている場合	中止
イ 午前だけの日程で計画されていた集合研修	午前7時の時点で一宮市に警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で一宮市に警報が継続されている場合	中止
ウ 午後だけの日程で計画されていた集合研修	午前10時30分の時点で一宮市に警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前10時30分の時点で一宮市に警報が継続されている場合	中止

(2) 午前7時を過ぎてから一宮市に警報が発表された場合

当日の研修	当日の研修の取り扱い
当日の全ての研修	中止

(3) オンライン研修の場合

原則的に警報の有無にかかわらず研修を開催する。ただし、参加が困難な場合は、欠席等の手続きを行う。

3 地震等における研修事業等の取り扱いについて

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際に、気象庁から情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。キーワードによって、研修の対応が異なる。

[南海トラフ地震臨時情報（キーワード）]

キーワード	研修の取り扱い	
ア 調査中	実施	※計画通り実施する。
イ 巨大地震警戒	中止	※一宮市教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 巨大地震注意	<u>実施</u>	<u>※地震の状況により、研修を中止することになった場合には、一宮市教育センター所長が所属長に連絡する。</u>

<留意事項>

- 交通事情等によって、講師が会場に来られない場合も中止とする。その際は、分かり次第、デスクネッツ等にて通知するため、留意すること。
- 研修事業等の全部又は一部を中止した場合の代替措置等については、一宮市教育センター所長が別に指示する。
※ 一宮市の夏季研修においては、代替措置を取らない。（法定研修は除く）
- 愛知県総合教育センター主催の各種研修事業に参加する場合は、愛知県総合教育センター発行の「研修事業案内」に掲載されている「特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて」等や、愛知県総合教育センター所長からの指示に従うこと。